

【技能実習計画の認定取消しの内容】

1 技能実習計画の認定取消しを行った実習実施者

<実習実施者①>

- (1) 実習実施者名：タミワ玩具株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 民輪 正秀
- (3) 所在地：兵庫県加西市国正町 563
- (4) 取り消した計画の認定番号：認 1708000160、認 1708000161、認 1708000882  
(いずれも平成 29 年 12 月 22 日付け認定)

<実習実施者②>

- (1) 実習実施者名：有限会社フジモト
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 藤本 五十一
- (3) 所在地：兵庫県加西市山田町 426-1
- (4) 取り消した計画の認定番号：認 1708000171、認 1708000172、認 1708000804、認 1708000805  
(いずれも平成 30 年 1 月 10 日付け認定)

<実習実施者③>

- (1) 実習実施者名：明加繊維株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 高橋 清文
- (3) 所在地：兵庫県加西市和泉町 739-1
- (4) 取り消した計画の認定番号：認 1708000181、認 1708000182、認 1708000870、認 1708000171  
(いずれも平成 29 年 12 月 18 日付け認定)

2 処分内容

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。）第 16 条第 1 項第 2 号等の規定に基づき平成 30 年 12 月 27 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

3 処分理由

実習実施者①から③は、認定を受けた技能実習計画に従った技能実習を行わせていないことが認められ、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消し事由に該当することとなった。

さらに、実習実施者①から③は、入国後講習期間中に技能実習生に対して業務へ従事したことが認められたため、技能実習法第 9 条第 2 号に当たるものとして、同法第 16 条第 1 項第 2 号に規定する認定の取消し事由に該当することとなった。

また、実習実施者①及び③は、外国人技能実習機構の現地検査において、虚偽の報告を行ったことが認められたため、技能実習法第 16 条第 1 項第 5 号に規定する認定の取消事由に該当することとなった。

実習実施者②及び③は、取締役が技能実習生に対して虚偽の答弁を行うよう指示したことが認められたため、技能実習法第 9 条第 6 号に当たるものとして、同法第 16 条第 1 項第 2 号に規定する認定の取消し事由に該当することとなった。

実習実施者③は、同法第 10 条第 8 号に該当するものとして、同法第 16 条第 1 項第 3 号に規定する取消し事由に該当することとなった。